

メガネ拭きを会報に同封しています

「悪質運転・侵入盗 朝乃山は許さない」

刈谷商工会議所は、刈谷市の安心安全な街づくりを目的として、刈谷警察署のご指導の下、交通安全・防犯活動を行っている団体と連携し、大関 朝乃山関の写真に掲載したメガネ拭きを作成しました。

メガネ拭きは、刈谷商工会議所会報7月号に同封して送付致しますので、ぜひ、ご活用頂き、交通事故や侵入盗被害に十分にお気をつけください。



連絡用メールアドレスご登録のお願い

当所からのご案内は、書面にて送付またはFAXさせていただいておりますが、今般の新型コロナウイルス感染症対策のような急激な情勢変化時の情報展開に課題がございます。今後、緊急のご案内や情報展開を、直接かつ適時に実施できる体制を整備するため、メールアドレスのご登録をお願い致します。

※まだご登録頂いていない事業者様へのお願いです。

〈メールアドレス登録方法〉

① **メールでのご登録** メールタイトルに「メールアドレス登録」本文に「事業所名、氏名、登録メールアドレス」を明記の上、yone@kariya-cci.or.jp 宛でメールをお願いします。

② **FAXでのご登録** 当所ホームページに、連絡用メールアドレスご登録のお願いが掲載されています。ご記入の上、FAX（0566-24-6049）にご返信ください。

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増すには、どんなものがあるの？

制度の特長

① 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

② 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

③ 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能

契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

～24時間・365日お問い合わせ可能になりました～

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

小規模共済 検索 TEL 050-5541-7171 (共済相談室)

加入・掛金のご質問はこちらをクリック
24時間いつでもチャットで質問可能です
小規模企業共済



独立行政法人
中小企業基盤整備機構

